

協働事業提案制度審査委員名簿

任期 令和5年7月4日～令和7年3月31日

(敬称略)

No.	区 分	団体名・役職等	氏 名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

前回 協働事業提案制度審査委員名簿

任期 令和3年7月5日～令和5年3月31日

(敬称略)

No.	区 分	団体名・役職等	氏 名
1	学識経験者	認定特定非営利活動法人しがNPOセンター理事	西川実佐子
2	〃	龍谷大学社会学部准教授	川中 大輔
3	市民公益活動団体代表	認定特定非営利活動法人しがNPOセンター	幡 郁 枝
4	市民の代表者	栗東市自治連合会代表	川邊 隆弘
5	〃	市民	奥村 敏子

＜栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例施行規則＞

(協働事業提案審査会)

第12条 前条の規定により提出された提案書について協働事業の採択等の審査を行うため、推進委員会に協働事業提案審査会（以下審査会といいます。）を設置します。

- 2 審査会は、委員7人以内で構成します。
- 3 審査会に会長及び副会長を置きます。
- 4 審査会の会長（以下「会長」といいます。）は、委員の互選により定めます。
- 5 会長は、会務を総理し、審査会を代表します。
- 6 審査会の副会長は、会長が指名する者をもってあて、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理します。
- 7 審査会の会議は、委員長が招集し、会長が議長となります。
- 8 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできません。